

○寒川町ホームページ広告取扱要領

平成20年4月1日

改正 平成23年4月1日

平成24年10月1日

平成25年4月1日

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載可能な広告等の範囲)

第2条 寒川町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、寒川町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザイン並びにリンク先Webページの内容の範囲は、寒川町広告掲載要綱(平成20年4月1日施行)第3条及び寒川町広告掲載基準(平成20年4月1日施行)の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル、横130ピクセル
- (2) 5キロバイト以内
- (3) GIF形式(アニメーション不可)

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は町長が指定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続して複数月にわたり掲載するときは、一の申込みにつき12か月を限度とする。

(掲載開始日等)

第6条 広告掲載は、開始予定月の初日の正午に開始し、終了予定月の翌月の初日の正午に終了する。ただし、開始予定月の初日又は終了予定月の初日が寒川町の休日定める条例(平成元年3月31日条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、寒川町ホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み及び決定)

第8条 広告掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、寒川町ホームページ上で指定する募集期間(連続して複数月にわたる掲載を希望する場合は、最初の掲載月に係る募集期間)中に、寒川町ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類(申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第1号及び第3号に掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類)を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類

(3) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあっては、前年度)の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由を寒川町ホームページ広告掲載決定書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担により作成し、広告の掲載開始日の10日前又は町長が指定する期日までに、電子ファイルで提出するものとする。

(広告の責任)

第10条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円とする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告の掲載開始日の10日前又は町長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主(当該広告主に申し込みの代理を依頼した者を含む。)又は広告の内容が第2条の規定に違反すると認められるとき。

(2) 広告主が、第9条の規定に違反して町長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。

(3) 広告主が第12条の規定に違反して同条に定める日までに広告掲載料を納付しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、寒川町ホームページ広告掲載料還付請求書(第3号様式)に寒川町ホームページ広告掲載決定書(第

2号様式)を添えて町長に請求しなければならない。

(国等が申し込む場合の例外)

第15条 申込者が国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する団体であるときは、第3条、第4条及び第11条の規定にかかわらず、これらの規定によらないで、広告の規格、広告の掲載期間及び広告掲載料を定めることができる。

(事務)

第16条 寒川町ホームページへの広告掲載に係る事務は、企画部広報戦略課広報プロモーション担当において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定による広告の募集、第8条の規定による広告の掲載申込み及び決定、第9条の規定による広告の原稿作成及び提出、第12条の規定による広告の掲載料の納付は、この要綱の施行日前においても、行うことができる。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

寒川町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日	
(あて先) 寒川町長	
住所又は所在地	
申込者 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)	
電話番号 ()	
寒川町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載申込期間	年 月 日から 年 月 日まで (計 月)
リンク先 アドレス	http://
広告の内容	
法人その他の 団体の概要	

備考 1 次の書類を添付してください。

(1) 法人については、納期限が到来している直近の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

(2) 個人（独立して自ら事業を営む者に限る。）については、当該年度（4月1日から7月31日までに申込みをするときは、前年度）の納税証明書又は領収書の写し

2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した書類を添付することをもって代えることができます。

第2号様式（第8条・第9条・第12条・第14条関係）

寒川町ホームページ広告掲載決定書

年 月 日	
様	
寒川町長	
寒川町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。	
区 分	掲載する ・ 掲載しない
掲載申込期間	年 月 日から 年 月 日まで（計 月）
リンク先 アドレス	http://
広告の内容	
広告掲載料	円
掲載しない理由	

注 1 年 月 日までに広告原稿の提出及び広告掲載料を納付してください。

2 掲載期間中であっても、サーバーのメンテナンス等によりホームページが一時停止することがあります。

第3号様式（第14条関係）

寒川町ホームページ広告掲載料還付請求書

年 月 日										
<p>(あて先) 寒川町長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申込者 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ()</p> <p>寒川町ホームページ広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。</p>										
還付を請求する 寒川町ホームページ の掲載申込期間及び リンク先アドレス	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日まで (計 月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(うち還付対象月数 月)</td> </tr> </table> <p>http://</p>	年 月 日から	年 月 日まで (計 月)	(うち還付対象月数 月)						
年 月 日から	年 月 日まで (計 月)									
(うち還付対象月数 月)										
請求金額	円									
振込金融機関	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">銀行</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">本店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">農業協同組合</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">支店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金庫</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">支所</td> </tr> </table>	銀行	本店	農業協同組合	支店	金庫	支所			
	銀行	本店								
	農業協同組合	支店								
金庫	支所									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">預金種目</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">普通・当座</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">口座番号</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	預金種目	普通・当座	口座番号							※口座名義人は、請求者本人としてください。
預金種目	普通・当座	口座番号								
口座名義人(カタカナ)										

第1号様式(第8条関係)

第2号様式(第8条・第9条・第12条・第14条関係)

第3号様式(第14条関係)